

西ドイツの森林基本計画

宮崎大学農学部 飯塚 寛

1. はじめに

森林に対して、林業関係者は当然のことながら経営、行政、調査研究等、それぞれの立場から深い関心を寄せる。このことは、どの国であっても共通であろう。しかしそれ以外の一般の人々の森林に対する関心の深さや態度には、国によって著しい相違がある。一般の人々の態度や関心のもち方が、森林にかかわる歴史的な背景も含めた制度等の変遷に影響を及ぼして現在にいたっているのか、その逆であるのか、あるいはそれらが相互に影響し合った結果として現在の状態が出現しているのかは、国によっておそらく様ではないであろう。その意味では、林業あるいは森林に関する側がそれ以外のすべてをどのように意識し、位置付けて対応しているかという視点から林業を見る試みもあってよいと考える。この報告では、西ドイツの森林基本計画の概要を、西ドイツの連邦政府並びに各州の林業試験場研究者が構成する森林経営研究会の現状把握・計画立案部会の報告によって紹介することにしたい。

2. 森林基本計画の内容及び課題

まず、この森林基本計画を立案する契機となる森林及び林業の現在の状況は、大要、次のように理解されている。すなわち森林は、人間にとって最も重要な自然のままの生生活基盤である。原材料である木材は、森林において保続的かつ注意深い施業が実行されるならば、無尽蔵である。森林の保護及び保健休養機能のように幾重にも重複し合う作用は、環境に対する負荷が大きいかほど、一層大きな重要性をもつことになる。このように公共に対する森林の意義が向上する一方では、自然法則及び生産の長期性に拘束されて、林業の貨幣的収益は相対的に低下する。森林は、住宅地の近傍において人々に保護及び保健休養機能を提供し、あるいは絶滅の危機に瀕している動植物種のための生存空間を維持するとしても、林業以外の種々な方面からの多様な要請に直面し、その存在が次第に脅かされている。周到な林業的土地利用は、生存のための備え上、西ドイツの森林の維持及び発展のための諸方策を提示

しなければならない。そのための方策が、「生活及び経済上の諸関係の発展にとって不可欠な森林の木材生産機能、保護機能及び保健休養機能を確保することを意図する」森林基本計画であって、その立案は、連邦森林法によって連邦各州に義務づけられている。

3. 森林基本計画の内容及び課題

この計画は、林業という一つの専門分野の計画であって、連邦及び各州の森林法の条文にしたがって、個別経営体の枠組みを超えて林業構造を秩序づけ、かつ改善するための計画上の手段である。またこの計画は、長期間にわたる

○国土利用計画的及び林業的に必要な森林面積の確保、
○森林の経済的な可能性の余すところない追求、
○森林の生態学的諸作用及び保健休養価値の改善のための方法を記述するものでなければならない。

森林基本計画の空間的に重要な諸目的は、連邦各州レベルの計画立案に統合され、建設基本計画及び林業以外の各分野の専門計画立案と同程度以上に効果をあげるものでなければならない。またこの計画は、個別経営体の確実な森林経営計画の立案に指針的な枠組みを設定することになる。

したがってこの計画立案に際しては、森林の諸機能を十分に考慮に入れることが保証されなくてはならないし、このことは連邦レベルの国土利用計画、それを各州レベルで反映する州計画、建設計画、農業構造計画、景観計画、保健休養計画、水収支計画及び交通計画のような、森林に直接的あるいは間接的に関連をもつその他の専門分野の計画立案に際しても該当する。

森林基本計画は州域全体、それよりも狭い範囲の空間、もし森林の諸機能の確保及び林業構造の発展のために特に必要とされるならば、さらに狭い郡、自治体連合あるいは個別自治体単位に立案される。その計画立案期間は各州計画立案と一致し、定期的に改訂される。森林基本計画は、個別経営計画立案のための多様な資料に支えながら、個別経営体についてすでに以前から存在する中期的な経営計画（森林経営計画）及び年次計画の上位に位置づけられ、それらに林業の専門

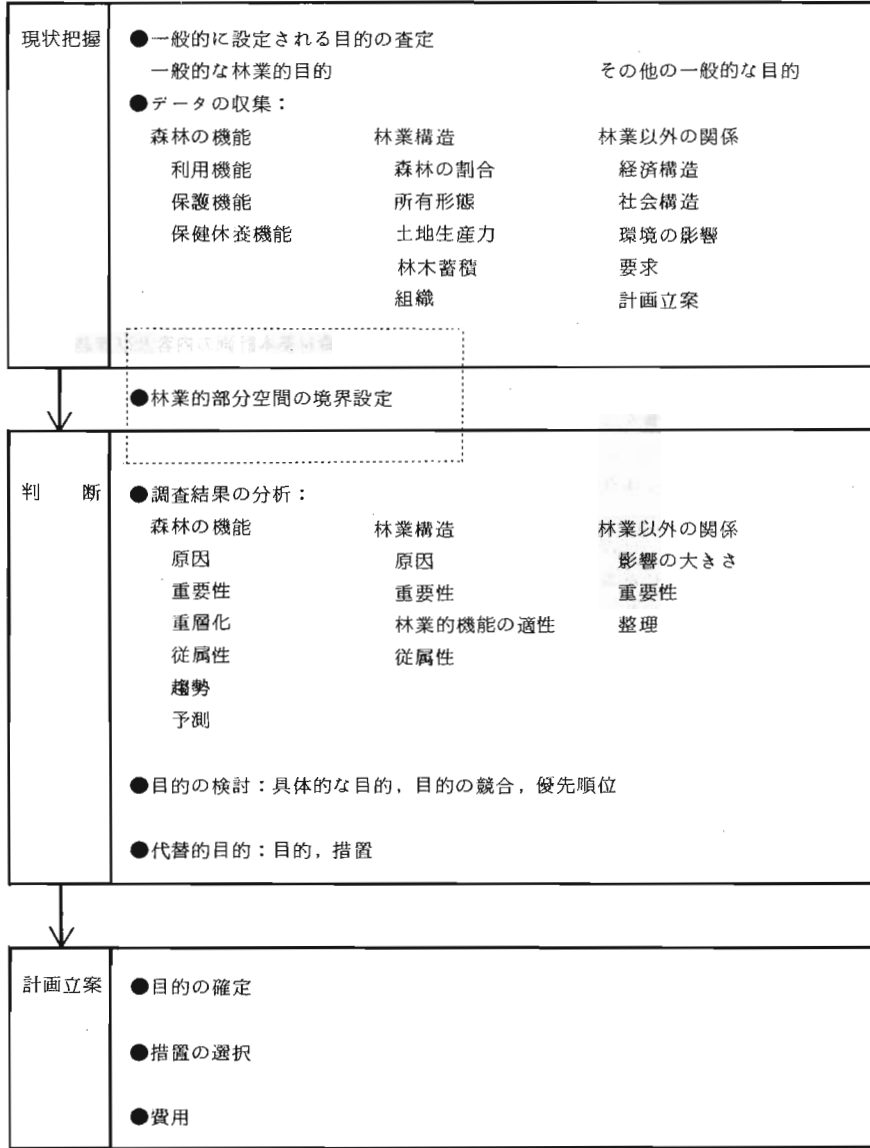
Hiroshi IIZUKA (Fac. of Agric., Miyazaki Univ., Miyazaki 889-21)

“Forstliche Rahmenplanung” in Federal Republic of Germany

的な指針を与える。計画立案の過程は表1である。その過程で、とりわけ「生活及び経済関係の発展のための林業的な貢献」が最上位に設定されていること、現

状把握及び判断の両過程に林業以外の関係という項目の掲げられていることの意義は大きく、計画立案の全過程にわたって強い影響を及ぼすものと考えられる。

表1 森林基本計画の立案過程



引用文献

(1) LEITFADEN ZUR FORSTLICHEN RAHMENPLANUNG 西ドイツ森林経理研究会 編 1977

(2) 連邦森林法 第2章「森林の維持」§6「森林基本計画立案の課題及び基本原則」